選挙市民審議会　第２回第１部門・第３部門合同審議会　議事録
2016 年 2 月 16 日（木）17:30－19:30
衆議院第２議員会館地下第５会議室
出席委員　片木淳　小林幸治　坪郷實　山口あずさ（以上第１部門）
　　三木由希子（以上第３部門）
委任委員　石川公彌子　桔川純子　濱野道雄
陪席委員　太田光征　桂協助（以上第２部門）
事務局　　城倉啓　吉野健太郎　富山達夫　丸井英里

三木由希子：みなさん今晩は。今日は第 1 部門・第 3 部門の合同会議ということで、選挙管理員会について、片木共同代表からご報告をいただき、その後いろいろと意見交換ができれば良いと考えております。みなさん追々いらっしゃると思いますので、説明を少し進めていただきながら、みなさんが揃った時点で意見交換をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
片木淳：それでは、早速私から今日のテーマについてご説明をいたします。事務局の方で私のレジュメを印刷していただいていますので、これに従いまして説明をしていきたいと思っております。
　まずですね、お話をお聞きしておりますと、韓国の中央選挙管理委員会を参考にしながら、日本の選挙管理機関について議論していこうという流れがあるようでございます。ちょっと私第 3 部門のですね、論議の経過をフォローしていないので申し訳ありませんが、あまりどういう論議になっているか知らないんですが、とりあえずそういうことがありますので、一つは韓国との対比で日本の選挙管理機関をどのように考えていくかということもちょっと踏まえながら資料を整えております。
　その中で、一番の論点というか、大事な柱になると言いますか、議論のテーマになってくるであろうと思いますは、分権の問題、地方分権の問題でございます。これも、私韓国のですね、分権体制・分権改革についても、あまり勉強をしていませんので、実は知りません。従いまして、日本と、特にですね今から説明いたします機関委任事務ですね、これ日本は 20 年ほど前に廃止したんですけれども、韓国はまだ 10 年位前の時点では、機関委任事務制度があると聞いていまして、最近どういうふうに改革がなされたのか・なされていないのか、私もつまびらかではありません。したがって韓国の調査も三木さんはじめですね、されるということですので、その辺の現状もフォローしていただきながら、議論していきたいと思っております。

　今日はそういうことで、まず最初にですね**地方分権改革と機関委任事務の廃止**という、これは我が国の話なんですけれども。これにつきまして、話をしていきたいと思っております。結局ですね、日本は三層制と言いますか、国・都道府県・市町村という三層制…、まあ地方自治体としては二層制ですけれども。この地方自治体につきまして、地方分権ということで、制度的には強固なものがあると、分権体制にですね。これについては 20 年ほど前の地方分権改革の、私ども第一次分権改革と言っておりますけれども、最近まで第二次もありまして、いろいろな改革が進んでいると。ちょっとですね、今の内閣になりましてからは、トーンダウンしているというふうに私なんかは思っておりますけれども。しかし、いずれにしましても日本は改革を重ねまして、制度的には地方分権体制になっているということでございます。従いまして、国の機関、国の選挙管理機関、あまり実は第三者機関的なものはなくてですね。

中央管理会と、あとでまた説明しますが、そういうものが総務省の付属機関として設置されている。ですから、国のレベルとしては総務省が、私も総務省の自治省時代ですけれども選挙部長をしていたんですけれども、総務省がほとんどの選挙事務を実質は管理しているという形でございます。それが国。あとは、都道府県に選挙管理委員会という行政委員会がありまして。また市町村には本当に選挙になれば、実務を担当する実施を担う市町村選挙管理委員会があるという体制であります。従いまして、都道府県選挙管理委員会も、市町村選挙管理委員会も地方自治体の一機関であるということでありますので、その事務を執行するに際しては国との関係が問題になってくる。それは、国との関係に於いては分権化されてきている、ひと言で言えばやたらに関与されない。ルールに従って限定された範囲内で国の関与を受けるという体制だということでございます。

それで、ちょっと教科書的になるんですけれども、この 1 ページを開いていただきますと、**国と地方の役割分担**、これが今申し上げました平成 12 年 4 月に地方分権一括法というものができまして。475 本の法律をですね、あとで出てきますが、一括で改正した。国と地方の関係になりますと、膨大な国の法律分野にまたがる訳なんですね。それをそれぞれ国の法律に書いてありますから、それぞれに変えていかなければいけない。例えば関与とか、例えば事務移譲とかですね。ということで、地方分権一括法でまとめて改正されたんですが、その中でなんと言いましても一番のメインは地方自治法、地方自治の基本法でありますけれども、これが改正された。そういうことで、現行のですね括弧して書いてありますように、地方自治法の 1 条の 2 の第 1 項にはですね、下線を引いたように書いてあるということであります。「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」ということであります。これは地方団体優先の原則をほのめかしてる訳ですね。広く一番住民の公共義務を担うのは地方団体だということですね。そして、国はどうするかということは、次の 1 条の 2 の 2 項に書いてありまして前段ですけれども、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担って、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本としてやるんだと、そして適切に役割を分担しなければならないということで。まあ国はちょっと控えておれということですね。更にその下にありますとおり、国は制度の策定等をする訳ですけれども、法律を作って、国はその際には地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性と自立性が十分に発揮されるようにしなければならないというふうな、国の努力義務も書かれているということでございます。下に付けましたのは、今申し上げた分担を表にしたもので、事務の具体例の所を見ていただくとわかりやすいんじゃないかということでありまして。国は、3 種類ありますけれども、「外交・防衛・通貨・司法等」の事務。それから 2 番目には「全国的に統一して定めることが望ましい」ということで、民法とか「公正取引」、「生活保護」、「労働基準」、それから地方自治と「地方公共団体の組織及び運営の基本等」、これは国が定める義務があるんだということでございます。国の事務の 3 番目が、「全国的な規模で・・・行わなければいけない」事務ということで、「公的年金」とか、「宇宙開発」、「骨格的・基幹的交通基盤」、こういうものについては国の事務であると。それ以外は、地域のおける行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うという定めになっております。これは抽象的すけれども、国と地方の関係の基本原則だということです。

2 ページの方にまいりまして、**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律**という長い名前がついていますが、いわゆる地方分権に関する法律で先ほど申し上げたように 475 本の法律を改

訂した。

目的が書いてあるんですが、そこにありますように、それまでは中央集権型の行政制度であったと。しかし、制度疲労が起こってきている、国際的にも立ち行かないということからですね、国と地方自治体が対等・協力の関係に立った「多様と分権」という新しい行政制度に変えることを大きな目的として制定されております。対等・協力ということを、盛んに法律制定の時にも言われている。それまでは、上下・主従の関係、上下で、まあ親分と子分と言いますか、主人と家来と言いますか、そういう関係だったのを対等・協力の関係と、これは非常に大きなキャッチフレーズになっております。

で、具体的には、この分権一括法でですね、そこに書いてあるようなことを、具体的とは言っても抽象的ですけれども改正が行われたということで、先ほど申し上げましたように、国と地方自治体の役割分担の原則を定めたというのが、まず一点です。二点目がですね、大事な、今日の選挙管理委員会の事務に関連する話になってくるわけですけれども。皆さんご存知のように、機関委任事務制度が廃止されているということです。この機関委任事務制度の廃止については、次の 3 ページに書いてあります。それから、あとは国の関与の見直しということで、やたらに国が口出すなということです。関与するときには、ちゃんと紙に書いてやれとかですね。それから、国と地方は対等・協力の関係になりましたので、第三者機関、対等だから喧嘩することもあるということで、そうなったら裁かなければならないということで、「国地方係争処理委員会」という、係争が起こるであろう。そこでこの委員会ができたということもありました。それから、まあ一般的によく地方に権限を移せということとか。あるいは、国が、これ関与の一種なんですけれども、国は地方に対してですね、こういう機関を置け、こういう資格の者を置けと、図書館にはこういう人を置けとか、いろいろな規制がありますが、そういう必置規制ですね、廃止したり、緩和したりした。それから、地方行政体制の確立ということで、地方に事務が移ってきますから、受ける側の地方でもしっかりとやらなければならない。受け皿として体制を整備しなければならないといった内容を含んでおります。

それで、ポイントは機関委任事務ということになるかと思いますが。機関委任事務をご存知ない方もおられると思いますので、そこに説明の資料として地方分権推進委員会、四次にわたる勧告をしたんですが、その最初の勧告の中に、この機関委任事務の廃止勧告を提言しまして、おかげで法律ができて廃止されたという話ですね。どんな話があったかというと、このⅡの⑴のところに下線を引いてありますとおり、地方公共団体のなぜ機関委任事務と言うかというと、この機関というのは地方公共団体の執行機関ということですね、その機関に事務を委任しているということ。機関というのは、知事と市町村長ということ、このほかにですね行政委員会の教育委員会もありますし、選挙管理委員会もある。ということで、その執行機関をですね国の機関として委任して執行させるということですね。ですから、上下の関係にあってつまり大臣の部下のように、知事と市長村長、あるいは選挙管理委員会を使っていたという体制だというわけですね。で、その事務のウエイトはどんなものかということなんですけれども、法律単位で計算するとですね、そこに書いてあるように大体都道府県の事務の 7 ～8 割、市町村の事務の 3～4 割にあたっていたと。都道府県は特に多くてですね、国の事務を機関として仕事させられているという体制だったわけでございます。

それで、どんな体制かと言いますと、その⑵に書いてありますとおり、大臣が知事に対して、あるいは国の機関としての立場の知事が市長村長を指揮監督するという、命令出すと、ああせいこうせいと、まあ一つの組織における上司と部下の関係になっていたわけです。で、その機関委任事務についてはで

すね、地方公共団体の議会とか監査委員もチェックできない。ただですね現実には、予算の審議を通じて、予算は機関委任事務の関係も全部ひっくるめて議会に諮りますから、まあそれでチェックはされていたんですね。だけど、制度的にはそれは権限が及ばないということになっていたということでございます。でまあ、ここに書いていないんですけれども、平成 3 年でしたかね、機関委任事務の執行をさぼったりすると、知事のクビがとぶということ、クビを大臣が切るということで、職務の執行命令訴訟という裁判所を通じての手続きはきちんとあったんですけれども。それを通じれば、一番最後の究極は、知事のクビを切れるという制度がありました。それは、さすがにちょっと前に廃止になりました。しかし、戦後ずっと平成 3 年までずっとあったんですね。まあよくこんな機関委任事務とはクビを切る制度とかっていうのがですね、新日本国憲法の下での地方自治が保障された中で、よく生き残っていたなということも感じるわけですが。この改革で廃止された。

その当時ですね、なぜ機関委任事務制度がおかしいと言われたかという問題点ですけれども。⑶にあります通り、様々な弊害が生じているというのが委員会の認識でもあり、国会もそう考えて廃止した。

①にあります通り、さっきから言っております、上下・主従の関係においていると。

②にありますように、知事は住民から直接選挙で選ばれているもその代表者なのに、国の機関としての役割まで被せられると、その代表としての役割を 100%できなくなってしまうと。

③は、②の結果でもありますけれども、責任の所在が不明確になる。つまり、知事は国から言われているんで仕方ない、抵抗できないんですよ、指揮命令なんですよと言い逃れをする。国の方に行くとですね、それは知事さんがやっていることですよと言って、非常に責任の所在がわかりにくかった。まあ補助金と同じ問題なんですけれども。

①も補助金と一緒で瑣末な関与があるということで、地域の実情に即した裁量的判断をする余地が狭いと。いろいろと調整しなければいけませんから、国との間で多大な時間とコストの浪費を強いられる。

②は、似たような話なんですけれども、地域における総合行政の妨げになっていると。特に国は内閣が縦割り行政の弊害が目立ちますので、縦割りのままに地方に下りてきて、上から命令されると地方でのやり方がバラバラになってしまうという問題ですね。

そういう訳で廃止というのがこの委員会の結論で、その通りになった訳です。

じゃあ廃止した事務はどうなったかということですが、それは 4 ページにありますように、**自治事務と法定受託事務**に分けられたということです。法定受託事務と言いますと、なんか国の事務みたいな、依然として機関委任事務みたいな話かなと思いますが、それは誤解でしてですね。両方の事務とも完全に地方自治体の事務ということは法的にカチッとしていると。その法律に両者の事務にわけるときの考え方がちょっと違うと、効果としては関与が違うということです。定義ですけれども、自治法ではですね、法定受託事務を定義して、自治事務はそのほかの公共団体が処理する事務だというふうに定義しております。

では、法定受託事務とはどんな事務かということですが、そこに書いてありますとおり、都道府県あるいは市町村の事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるということで法律で定めたものであると。これは都道府県が持つ事務で「第一号法定受託事務」というものということですね。まあ市町村が持つ場合もありますが。

二号は、都道府県が本来持つべきだったんだけれども、に関係する事務なので、それについては都道

府県が関与する余地を認めたものということで、現実には市町村の事務ですね。これを「第二号法定受託事務」と言います。あとでまた若干出てくるかも知れませんが。

関与はどういう分け方かと言いますと、その下にあります通り自治事務はあんまり関与してはいけないということで、助言とか、アドバイスだとか、資料を提出してくださいとかですね、協議してくださいとか、何かおかしなことがあれば是正してくださいという要求をするということですね。法定受託事務については、そのものに加えてですね、法律で定めなければいけませんけれども。同意にかからせるとか、許可・認可・承認とか、指示ですね是正の場合にこれおかしな処理をしているから変えてくださいとかという指示ができる、その指示には従わなければいけないという義務が生じるわけですけれども。最終までいきますと代執行で、地方団体に任せていたら進まないから、自分が代わって執行するというのが、代執行ですね。まあこの辺は、具体的には去年の辺野古のですね裁判で非常に争われました。何回も代執行の裁判とか、是正の要求についてどうだとかというのがありました。最高裁まで行って今のところ負けているんですけれども。こういう埋め立ての許可というのは、沖縄県知事の権限なんですけれども、前の知事がした許可、承認ですけれども、承認に瑕疵があったおかしいというので、今の知事が取り消したんですね。それがおかしいというので、その取り消したのがおかしいということでそれを取り消せという国の方の是正の指示がありますね、法定受託事務ですから。

それについて争われているということで、あるいはその前段階では代執行についても争われていたという経緯がありました。ですから現実にはここら辺は、地方自治法の規定に基づいていろいろな議論がなされているというのが現状です。

そういうことを前提にして、さきほど申し上げましたように、国と地方の**選挙管理機関**、どういう関係にあるかということになってくるわけですが。

まず**歴史的経緯**につきましては、ご案内のように戦後日本行政の民主化ということで、アメリカ軍がまあ占領軍が入って、アメリカの制度に倣って各種の行政委員会がたくさん、国のレベルでも、地方のレベルでも設置されたと。そこにあるような例（公安委員会、教育委員会、地方財政委員会等）ですけれども。なぜ、そういうものを入れたのかということですけれども、3 点ばかり指摘されています。それからですね、ここに書いてある情報は 6 ページにあるんですが、桑原英明さんという方がですね、ちょっと古いんですけれども 7 年ほど前に、中京大学の先生ですけれども「自治体選挙管理行政の一考察」ということでずっと書かれております。そこから拝借してきたものです。

行政委員会の特色あたりは皆さんおっしゃることだと思いますけれども。

①は行政機関の外部の有識者を委員にあてるということで政治的中立性・非党派性を実現すると。

②一般の行政権からの独立性を確保すると。

③順立法的、準司法的権限。まあ合議機関にして規則を定めるとか、何かの判定をするとかというようなことで、準司法的権限も持たせるという特色があるんだと言われております。

経緯なんですけれどもその後ですが、昭和 21 年の 9 月にですね第一次地方制度改革、まあこれは地方自治法ができていない段階ですけれども、知事と市長村長の公選制が採用されたということで、そのための選挙管理委員会が欲しいといいうことでまず自治体レベルで創設されております。22 年の 5 月 3 日に地方自治法が施行されましたけれども、その前に設置されていた選挙管理委員会が、都道府県選挙管理委員会と市町村選挙管理委員会と名称を変更したと。それから同年 22 年 12 月には、内務省が解体さ

れるというのを目前にしまして、全国選挙管理委員会が設置された。行政委員会としての全国選挙管理委員会が、内務省がそれ以前にやっていたような選挙管理事務を引き継いだということです。この委員会は 3 年の任期、国会で指名議決を内閣総理大臣が任命という形で 9 人で、今申し上げましたように従来内務省が有していた選挙および投票の事務を所管。当時は参議院全国区選出議員選挙管理委員会というのがあったようですね。これに加えて、都道府県選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会を指揮監督する選挙管理行政の中枢機関として独立したということですね。もちろん、事務局は必置。それから、都道府県と市町村の選挙管理委員会の話ですけれども、あとで出てきますが任期 6 年とか違う任期だったんですけれども、3 年に改めて整合性をとらせたと。しかし、これは 37 年の改正で現行の 4 年になっています。

全国選挙管理委員会は、委員の任命にあたっては国会における同一会派の各所属国会議員数の比率に基づいて、各会派から比例して推薦すると、それを指名する。委員会は内閣総理大臣の所轄に属するんですけれども、委員は独立してその職権を行うことで制度的には現在の人事院のようなその独立性は非常に高かったというようなことでございます。後で議論になりますけれども、選挙管理機関の独立性という問題と、公立性という問題の二つをどうバランスとるかという問題に関連している経緯です。ところが逆コース時代に入ったということですかね。昭和 27 年に、自治省の前身の自治庁が設置されまして、全国選挙管理委員会は廃止。付属機関としてですねそこにありますように、参議院全国区選出議員選挙と最高裁裁判官の国民審査、これを中央選挙管理会（これは今もありますけれども）を自治庁の内部の機関として残したほかはすべて自治庁選挙局が所管することになった。6 ページにまいりまして、そういうことで全国の都道府県と市町村の選挙管理委員会は直接自治庁長官の指揮に入ることとなった。その後ですね、昭和 35 年には自治庁が消防と統合しまして自治省になり、20 年ほど前ですけれども、平成 13 年の省庁再編ではご案内の通り総務省になって、現在に至っているわけです。

ちょっと時代は戻りますが、選挙管理委員会の委員の定数、これはさっき申し上げましたように昭和 27 年の地方自治法の改正で、都道府県 4 、市町村 3 になりましたけれども、市町村については再び 4 人に戻って現在に至っているということです。それからやはり組織の問題ですけれども、昭和 36 年に選挙管理委員はですね、「人格が高潔で政治および選挙に関し公正な識見を有するもの」と定められたということで、当時選挙管理委員に問題が多かったということの裏返しでございます。

以上が経緯なんですが、**現行制度の概要**を、簡単に追っていきたいと思いますけれども。さっき申し上げましたように、総務省に**中央選挙管理会**がある。これは、総務省の附属機関という位置づけです。やっていることは、衆議院比例代表と参議院比例代表の選挙事務。それから最高裁判所裁判官の国民審査事務。それから政党交付金を受けるときにですね、政党が法人格を持っていなければならないので特別の法律がありますので、これの事務をやる。中央選挙管理委員会とは言わなくて、中央選挙管理会と委員を外しているんですけど、それを名付けたのは附属機関とするためで、ちょっと違うよということを言いたかったということのようです。

これもご存知の方多いと思いますが、いわゆる国家行政組織法の三条機関と八条機関という区別がありまして。三条機関というのは、権限を持っている機関ですね、公安委員会とか。それに対して、八条機関というのが諮問機関ということで、全然違うということで。特に、この中央選挙管理会はですね、八条機関とも違いまして、8 条の 3 に（特別の機関）という規定がありまして、まあちょっと似ているん

ですけども、八条機関に。法律の定めるところによって特別の機関を置くことができるという規定に基づいて設置されている。まあしかし、いずれにしても総務省の附属機関であるということです。

法律で定めている権限を行使する範囲内では、総務大臣の指揮監督は受けないということになっております。ただし、予算とかいったものは総務省自治行政局で行うと。委員は現在 5 人、で国会議員以外の者でなきゃいけないということと、参議院議員の被選挙権を有するものの中から、国会が議決により指名すると、任期は 3 年ということになっております。

それでまあ冒頭に申し上げました、地方分権一括法で地方自治法の改正がありまして、この関係につきましても改正がなされております。前段 5 行ほどは先ほどの説明の繰り返しですけども。下線を引いているところを見ていただきますと、選挙に関する事務については、総務大臣も持っていますので、これについては普通地方公共団体に対して法定受託事務である衆議院議員・参議院議員の選挙に関する事務について、先ほど言いましたように法定受託事務ですから、いろんな関与ができると。是正の指示もできるということになっております。しかし、自治事務である地方選挙に関する事務、都道府県知事、都道府県議会議員、市長村長、市町村議会議員の選挙、これについては自治事務でありますので関与は限られているということですね。で、それは総務省の地方に対する関与。

じゃあ、中央選挙管理会はどうするんだと、自分も比例区の選挙についてはやらなきゃいけないんじゃないかと、何か指示できるのかということについては法律で、公職選挙法に書いてあるわけですけれども。関与ができるように、法定受託事務にかかる関与の類型、さっき言いました法定受託事務のまあ最後代執行までできる訳ですけれども。これに基づいて関与ができるという法体制になっているということであります。

8 ページの上にあります通り、「たとえば、中央選挙管理会は、都道府県の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対して違反の是正又は改善のために講ずべき措置に関して、必要な指示をすることができる」といった規定が書かれております。以上は、いつも引っぱります、安田・荒川編著の『逐条解説公職選挙法上』から引いております。

それからですね、そのほか中央管理会としては、法の 6 条でつぎのように定められていまして、まあ一つは選挙人の政治常識向上に努めるということで。政治教育のようなことが書いてあるということですね。それから周知の話も書いてありますね。それから 2 項は**中央選挙管理会**は速やかに結果を知らせるようにしないといけないということも職務になっている。まあ 3 番は中央選挙管理会そのものじゃあありません、選挙人の権利を書いてあるということで、権利と言いますか配慮事項を書いてあるということでございます。参考までに。

それから次が**選挙管理委員会**と一括していますが、都道府県選挙管理委員会と市町村選挙管理委員会です。これはですね、地方自治法に規定がありまして、地方自治法 186 条ですが。

「当該普通地方公共団体が処理する選挙」に関する事務を管理するということで。それは何かと言いますと、長とか議会の議員の選挙、それから衆議院議員または参議院議員の選挙、これも受託事務でやりますので、もちろんそれは処理すると。そのほかにですね、土地改良区の総代選挙とか、いろんな細かい選挙規定がありますので、それらについても所管していると。それから関係する事務はですね、直接請求なんかが行われますと、住民投票をどうするのかという、大阪都構想の大阪市の住民投票があり

ましたけど、ああいうことは選挙管理委員会でやると。

それでやっぱり地方分権一括法の関係が出てまいりまして、8ページの下から2行目あたりに書いてありますけれども。地方分権一括法で都道府県の選挙管理委員会は、それまで市町村の選挙管理委員会に包括的な指揮監督権を持っておりましたけれども、これは廃止されているということで、これも一般ルールに基づいて律せられるということになっております。ただ、指定都市の区の選挙管理委員会ですね、これに対してはもちろん同じ市の中ですので、指定都市の選挙管理委員会は指揮監督するという規定は残っております。

で、中央選挙管理会が有していた事務の指揮監督権についても同じく廃止ですね。で、一般ルールに基づくことになるということになっております。

これは、松本英昭さんの『逐条　地方自治法』から引っぱっています。

それから、先ほど申し上げましたお隣の**韓国の選挙管理委員会**、どんなものかということですが。その前にですね、これは2年ほど前でしたかね、10ページの下に大西裕氏の『選挙管理の政治学　日本の選挙管理と「韓国モデル」の比較研究』という本が、2013年ですね4年ほど前ですね、出ておりまして、かなり詳しくいろんなことが書いてありますので、見ていただければと思います。こないだちょっと別の人から聞きましたけど、今チームを組んで本を出版準備中で、3月に出ると。それは、世界の選挙管理制度をですね、分担して、みんなで調べて、それで出すという段取りで今進んでいるということで、3月くらいになれば、もうちょっと最新のしかも世界の情勢がわかるということです。

まず9ページ、韓国に入る前に世界はどうなっているかということも、その中に書いていまして。さっきちょっと申し上げましたけども、選挙の公平のためのはですね、やっぱり選挙管理機関は、行政機関とか立法府とか諸政党から中立的な存在であることが望ましと。歪められるとどこかの政党に有利になるということがあったらいけないので、独立した方が良いのじゃないかというのが一方であります。しかし、他方でですね、選挙管理は行政的な面を持ち、それが自前の人員というのはなかなか許されないと。何と言いますかね毎日ある仕事じゃないということですので、無駄な人員を抱えられないと。日本の都道府県でも市町村でもそうですけど、選挙期間だけ執行部から応援をもらって、超勤手当を払って、使っている訳ですね。まあそういうことがどうしても必要になるという面もあるということです。

この二つの面を配慮してですね、しかもですね、この下に選挙管理機関の3類型と書いてありますけど。その下に、実はこれ前提のことを二つ並べてあるんですが。選挙管理機関を分けてですね、これ上層部というか政策と監視をやる部門と、実際の投票管理など具体的な選挙管理政策の実施部門。政策部門と実施部門を分けるということを前提にして、まあ三つぐらいの類型に分かれるんじゃないかと大西さんが言われているわけです。

で、どの程度独立的に選挙制度設計されているかということで、独立モデルというのはこの政策をやる方も、実施をやる方も制度的に独立して自律的な選挙管理機関になって組織されていると。これは韓国が代表。フィリピンもそう。新興の民主主義国で多いと。先進国でも10頁にありますが、カナダとかオーストラリアとかスウェーデンは独立モデルに移行したのだそうです。次の類型は政府モデルで、逆に両方とも政府の指揮下に属している。内務省などの政府組織、地方政府が選挙を管理している。あまり独立性がないということですね。これは先進国に多いと。で、両方混ぜたような、政策監視部門は独立して、実施部門は政府に手伝わせるというモデル、これはフランス、スペイン、あるいはアフリカ諸

国、日本もこれです。日本も一応、都道府県選挙管理委員会という行政委員会にやらせて、執行はしかし知事、市長部局を使うということですね。これを分類して 148 ヵ所ですかね、調べてあるんですが、このピンターという人ですね、これを大西さんが引いているんですが、この表ちょっと見にくいんですが 148 右の下の隅に、1 番下の行の 1 番右の列ですね、これは件数なんですが、この中は%なんですね。例えば北米西欧というこの地域では 43%が政府モデル、混合モデルが 43%、独立モデルが 14%で計 100%、こういう数字になっています。事例数は全部で 21 ということですね。したがって類型別件数で 1 番右の列を見てもらいますと、29 件が政府モデルで、混合モデルが 40 で、独立モデルが 79、合計 148 ですから、この下にですね、字で書いてありますけれども、文章にしてありますね。148 ヵ国中、政府モデルが 29 というのは 20%、混合モデル 40 は 27%、独立モデルは 53%ということで、独立モデルが半分以上だということですね。ただ独立モデルは発展途上国でよく見られるということですね。発展途上国は安定していない。だから政府の職員は信用できないと。あっさり言えばね。だからやっぱり独立させないとどんな悪いことするか分からんということで、金はかかるけれども独立だと。これは日本はどこまで信用されているのか分かりませんが、そんなに悪いことはしないだろうというのが一般の認識なんですよね。よく騒ぎが起こるような諸外国に比べれば。ということのようですね。大西さんはそう理解をしているんですね。ですからそこら辺も我が国のモデルを考えるときには考慮の 1 つになるかなと思います。ただしかし、独立させた方が公平な選挙事務が確保できるという面はもちろんあると思います。それから、10 頁にいきまして、韓国の選挙管理委員会ですけれども、これは独立モデルの典型だというのは、今申し上げた通りですが、11 頁にありますように中央選挙管理委員会がある。その他に韓国広域自治体、特別市と広域市がありますけれども、道もある。それが 1 番上の自治体。その次の基礎自治体である区・市・郡、その下に投票区、この 4 層構造でそれぞれに選挙管理委員会が置かれている。それでこれが韓国の中央集権的なところなんですけれども、各層の委員会の構成員は、その上級の委員会が委嘱、任命すると。それで委員会はもちろんのこと、事務局も執政府から切り離されており独立性が極めて高いということで、後で人数なども出てきますが、中央選挙管理委員会、中央選管ですけれども、これが大統領が 3 名、国会が 3 名、大法院という最高裁判所の長官が 3 名を指名するということで 9 名から構成されている。これが韓国の憲法に書いてあるということです。任期は 6 年で、大統領、国会議員、5 年ですよね、これより長いということで、これも権威を持つという理由になっています。委員長が互選の制度になっていますが実際は慣例で大法院長が指名の裁判官が就くと。で 1 名のみ常勤。常任委員は経験のある法曹、法学系の大学教員から選ばれる。課長級以上の公務員から選ばれているようです。それからその下の市と道ですけれども、似たよう体制なんですけれども、3 名 3 名 3 名。メンバーはさっき言いましたように中央委員会の任命でありますけれども、実質的には委員会が決めているようです。上申しますから。で区市郡も同じような形でちょっと人数が違いますか、大体一緒ですかね。各 1 名ということで 3 名のようですね。というようなことで 9 名。下の投票区委員会というのもありますが、同様と書いてありました。それで先ほど申し上げました、執政府からの独立性ですけれども、行政部局から切り離されて、他部局から職員が派遣される、その逆もないということで、完全に切り離されている。定員管理も委員会が持っている。中央選管だけで 300 名くらい。地方選管合わせると 2500 名の職員でやっている。業務ですけれども、選挙管理以外の業務がありまして、まず選挙・国民投票管理は当然のことですけれども、有権者教育としての啓発活動、それから特に選挙法違反行為の予防と監視・探索、選挙費用制限額決定と収入・支出調査、というようなことがあるんですが、特に 11 頁の 1 番下の 4 に書

いてあるんですけれども、選挙法違反行為への対応は積極的で、監視・探索班の編制・運営するほか、12 頁ですね、有権者による選挙不正監視団というのを結成させるんですね。違反行為の発見に報奨金を与えているんですね。違反行為を見つけた時には中止・警告・是正命令というのもできる。選挙犯罪調査権というのを持って検察に告発して捜査依頼を行うこともできる。有権解釈権も持っているということで準司法的な機能もある。それからちょっとこれ意味が分からないところもありますが、大学の総長選挙から果ては小学校の学級委員長選挙まで委託を受けてやっている。

それから②ですけれども、政党と政治資金の事務管理はもちろんのこと、それから準立法的に、これもですね規則制定権を持つと、そのほかに政治関連法に対する法律の制定・改正意見を国会に提出する権限をもっているということですね。この大西さんの本には、地区党という制度があって、地区ごとに党を作らなければならないという制度を廃止させるという時に、この選挙管理委員会の立法意見がものすごく通ったというふうに書いてありますね。尚、ネットで検索したら出てきましたけれども、桔川さんが第 3 部門で去年 3 月に報告されているんですね。それもまた見ていただきたいと思います。論点は私の方ではまだ詰まっておりません。皆さんのご意見もうかがいたいと思っておりますが、今まで申し上げました中で、特に中央選挙管理会がほとんど独立性が無いという状況ですので、これを中央の方で独立させると。戦後の中央選挙管理委員会のようにですね。3 条機関化が必要か、やった方が良いのかどうかということですね。それから全体の話に関わりますけれども、事務局の強化ですね。特に人事で都道府県ですと知事部局、市町村ですと市長部局の職員が出たり入ったりして、教育委員会、議会事務局と一緒ですけれども、市長、知事の人事の中で動いていますから、腰が落ち着かないというか、そこら辺の人事体制をもう少し独立性を持たせるようなことは考えられる。それから事務権限ですけれども、今でもやってますし、一生懸命やり始めていますけれども、主権者教育が出てきましたのでどの程度やるということにするのか、それは事実上の話なのか、制度的に何か変えないとできないのかということですね。今やっているのであまり変えなくてもできるのかもしれませんし、何か変えるともっと進むかもしれませんので、そこら辺も研究したらどうかなという感じがしております。とりあえず以上、私からの報告を終わらせていただきます。ちょっと長くなりましたがよろしくお願いします。

三木由希子：ありがとうございました。基本的なところから説明をいただいて大体日本の枠組み、前提としての枠組みが理解できたかと思います。それでは、質疑をまず最初にしたいと思います。ご質問があればお願いします。

片木淳：よろしいですか。第 3 部門で審議はどの程度されているのか、もしあれば教えていただけますか。

三木由希子：選管はまだ何もしていないんですね。とりあえず韓国に行って調査をしてから、少し議論の方向性を定めようというところです。

片木淳：桔川さんの資料が出てきたんですが、あれは第 3 部門で議論したんじゃないんですかね。

三木由希子：議論というよりも、紹介をまずしていただいたということで、特に突っ込んだ話はそこからしていないんですね。それともう 1 つが、色々と日本語で出ている文献とかは読んでいるんですけれども実態、実際どう動いているのか分からないところがあって、そこを分からずに議論しても、おそらく日本でどうするかという具体的な議論に詰まっていかないだろうということで、とりあえず調査に行こうという話に今なっているところです。

片木淳：第 3 部門のどういう審議の過程でこの問題を取り上げようという流れになっているんでしょう

か。しつこく聞いてすみませんがちょっと教えていただけますか。
三木由希子：第 3 部門というのが関連制度なので、その中で何を議論したいのかという議論を最初にしたというのがあるんですね。その中で 1 つが地方選挙制度の問題というものと、そもそも選挙制度というものが単に選挙の仕組みを変えれば良いというよりも、選挙をどうするかという問題もあるので、そういう中で選挙管理委員会の問題は日本であまり議論はされていないんですけれども、最近研究もされてきていると、ご紹介された本とかもあってですね、研究されてきているというところで、何か新しい提案とかができるのではないかということで、選挙管理委員会というものもテーマに上がっているということなんですね。
片木淳：それから、私ばかり聞いてあれですけれども、韓国の調査はいつ頃ですか。3 月ですか。
三木由希子：来週です。
片木淳：分かりました。
小林幸治：ちょっと聞き逃しているかもしれないんですけれど、1 つは特に韓国、選挙区割りについて、いわゆる選挙管理委員会が何か関与しているのか、というのと、これは日本の中央選挙管理会も含めてですけれども、いわゆる選挙制度の見直しの議論というのを、業務として法律上書かれていないと思うんですけれども、要は何が言いたいかというと、中間答申までの議論の流れと、これからもいくつかの個別のテーマで色々と見直しの提案をこの審議会でもしていくと思うんですけれども、その改正にあたっては国会を動かさないと実現していかないというのが大きな流れだと。もちろん法律の改正なんで国会が関与しないというのはあり得ないんですが、それを例えば選挙管理会とか韓国でいう選挙管理委員会が関与するのが良いのかどうかも含めて、こういう見直しは必要なんじゃないですか、ということを第 3 者機関がきちんと検証した上で提案していくような機関っていうことも業務に含めた方が良いのかどうか、そういうところが個人的には必要なんじゃないかと思うんですけれども、今現実日本の選挙制度の改正にあたって、これもちょっと乱暴な言い方なんですけど、総務省側っていうのは見ているだけで、具体的にこういう風に直した方が良いんじゃないですかというようなことは積極的に発言しているとは思えないんですね。そこら辺も必要なんじゃないかなということで、外国事例とか日本でどういう風に考えればいいのかというようなことを実態とお考えと両方になってしまうと思うんですけれどもお願いします。
片木淳：適切なお答えができるかどうか分からないところもありますが、1 つは前段の区割りの問題は日本では別組織が、区割り審というのがあるわけですね。法律で。今やっている最中ですけどね。衆議院議員の議席、全国的に 1 票の格差是正とか、やり直すのかとか、割り直すのかとか、そういうことをやる機関が別立てであるんですが、韓国の場合は今はっきり覚えていないんで後でまたご報告したいと思いますが、確か中央管理委員会の職務だったんじゃないかなという感じがしますが。
三木由希子：それは国会にですね、選挙区確定委員会というのができて、選挙区ごとにそこで区割りを確定するという仕組みになって、選管そのものではないようなんですね。
片木淳：そうなんですね。11 頁の職務内容に無いから別かなとも思ってたんですがそうなってるんですね。じゃあ日本と同じ体制だということですね。それと 2 番目の問題は、まず実態としては私も選挙部長を短い間やっていましたけど、そんな議論は全然ないですね。中央選挙管理会をどうのこうのしなきゃいけないとか、あるいは都道府県委員会についてもあんまり聞いたことがない。ただ最近は第 3 部門の北川委員がよく言われていて、マニフェスト研究所でも取り上げているんですけれども、コンマ 1 秒

の運動というのをやっているんですね。開票事務、特に市町村選管の開票事務が遅いと。それを努力して行政改革のようなものをやっていけば、例えば選挙後 20 数分で終わるとか、そういうノウハウがあってそれを進めていますが、北川委員がよく言うのは、選挙管理委員会というものは民主主義の基礎を担う大事な機関だと。それがいまだに選挙管理というような、だいたい名前からおかしいと。もっと何か変えなきゃいけないということをしょっちゅう言われていますね。具体的な改革案はまた北川先生にも聞いていただきたいと思いますけれども。ということで、今まではあまり選挙管理委員会について改革の動きは無かったんじゃなかったかと思うんですね。それほど問題が出てないし、忙しいからそんな制度改革より選挙事務をこなすので精一杯という感じじゃないかというのが実態ですね。それから制度の見直しで、他の機関ということになると、日本は第 8 次まで、もうだいぶ前ですけれども政治改革の時、平成 6 年以前ですけれども、その時の改定案なんかは最後は第 8 次選挙制度審議会というのがあって、それでやってきているんですね。だけれどもその後はあんまり役人ベースでやったらおかしいんじゃないかということなのか、政治主導ということなのか、あまりそれは活用される動きは盛り上がっていない。むしろこないだのアダムズ方式を入れた衆議院の選挙制度改革の、衆議院議長の私的諮問機関というんですか、そのようなところで議論されて結論を出したということで、政治主導と言いますかね、そういう形でやられているということですね。ですから、何か議論するとすればそういうところか、これについても同じですけれども、我々の選挙市民審議会が何かまとまったものを出して動かしていくということでしょうかね。すみません。ちょっと質問の趣旨も分かってないんですけれども、そんなところでよろしいでしょうかね。

三木由希子：すみません。最近選挙区割りの制度も変わったみたいですね。2015 年に区画委員会が中央選管に移管されているみたいです。2015 年に法改正があって国会議員選挙区画定委員会の中央選管に移管というのがなされたんですけれども、確定委員会の委員 9 名のうち 8 名を国会が選出するということになっていて、政党推薦の委員も可能であるということで、国会の影響力は強く残っているという、そういう仕組みで今やっているみたいですね。

片木淳：画定委員会が廃止されたということですか。

三木由希子：国会に画定委員会が有識者で構成されて設置されていたのを、中央選管に移管するという法改正をしたということですね。移管されたので確定委員会そのものは残っていて、国会から中央選管に移管したということですね。

片木淳：そこらへんの最新情報を調べてきていただけるんですね。

坪郷實：1 つ質問なんですが、公選法上の様々な選挙規制があることによって選挙管理委員会がそれの問い合わせに答えるとか、具体的に事例があった時にどう対応するのかとか、そういう実務があると思うんですが、それはかなり相当大きな比率を占めているのかどうか、それは例えば様々な細かい選挙規制が無くなると、選挙管理委員会の業務というのはある程度緩和されるのか、それが分かれば知りたいと思っているのが 1 つです。あと関連して、おそらく片木さんが論点で 3 つ言われたのはそれぞれ重要な論点なんですけど、これを議論するときには関連の論点を色々議論しないとなかなか煮詰まった論点にならないのではないかと思うんですね。国政の問題は 3 条なのか 8 条なのかという、そういう点をどうやって議論するのかというのは関連の問題と合わせてやる必要があるのではないかと思います。それから、事務局の強化の問題は、例えば自治体レベルでは議会の方の事務局は独立事務局にして、議会の職員はプロパーとして選任を雇った方が良いのではないかという議論が出ているわけですね。それで自治

体議会の職員がもっと専門職化する必要があるのではないかという議論が更にはありますので、それとの関係でやはり選挙管理事務についても、自治体との関係をどうするかということと同時に、職員を独自に採用するというような人事体制を採った方が良いのかどうか。それは自治体の全体的なものとの関係で議論していく必要があるのかなと思います。それから主権者教育に関しては、この間シチズンシップ教育とか主権者教育と言われているのは、文科省、総務省、それから経産省と、様々な官庁が関わる問題提起をして、それぞれの動きがあるので、それと合わせて議論が必要かなというまだ印象論ですけれども。最初の質問が分かればお願いします。

片木淳：まず中央レベルと言いますか国のサイドです。総務省なんですけれども、総務省は私の経験から言いますと、確かにちょくちょくいろんな問い合わせが県からもあるし政治家からもあるっていうんで、結構事務量はあるかと思いますが、しかし実際は選挙が始まった時にいろんな事項が出てきますよね。抽選して順番を決めるだとか、ポスターでどうするだとか、全国的にね。そういう圧倒的な膨大な事務量の洪水に襲われますのでね、選挙期間になればもう、そんな事務は大したことないと言ったら語弊がありますけれども、もちろん脳を使わないといけないし、ストレスも溜まる。間違って解釈しちゃいけないということもあって、相当重圧はあるんでしょうけれども、どうでしょうか、ちょっとよく分かりませんが人事課的に定数査定をするときに職員の数がどのくらいかというような議論をしていけば、そんなに人数が出てくるかな、と。そんなに大勢いるという話になるかな、というのが私の印象ですね。それから都道府県と市町村の関係は残念ながら私は現場をあまり知らないんですが、都道府県では私も市町村課という地方を世話する部署に私も若いころいたことがありますが、選挙係がありまして、京都府でしたけれど、5,6 人の人がまあ忙しそうにしていましたけれども、今はもっと増えたかもしれませんけれども、問い合わせはそうバタバタしている感じはなかったんではないかと。やっぱり選挙本体の仕事が非常に大きいんじゃないかという印象を受けていますね。だけどこないだから紹介しているように、だいぶ前になりますけれども、警察庁の刑事局長が、こんな公職選挙法みたいな面倒くさいものを我々取り締まり側も苦労していると、いう警察側にも不満がありましたし、選管事務局としても問い合わせは色々ありますから、しかも曖昧な規定をどっちかに決断しなきゃいけないというのがありますから、それは選挙運動規制が撤廃されれば、楽になる、良かったねという雰囲気はあるかと思いますけどね。結論的に言えば、私も詳しいことは分からないですけれども、人事の人員査定をする時に、何とか数（人工にんく）っていって、どの位の事務ウエイトなのかを見て、これだけあるからこれが 1 人分だとか 2 人分だとかいうことをやりますけれども、それから言うと、まあどの程度出るか、そんなにしょっちゅう電話がかかってくるわけでもないので、なかなか説得が難しいと。逆に言えばね。人事当局にこれだけ職員を増やせと言うのはかなり苦労するような感じがしますけどね。それから事務局強化もですね、さっき申し上げたように選挙の時だけ忙しいので、これ普段どのくらいの人数を採用するかと、特に市町村の小さなところに行くとそんなにもともと居ないんじゃないかと。ということになると、独自採用というのが無理な市町村も相当あるだろうなと。そうなると共同採用みたいな、皆で共同で採用してまわすと。それはしかし選挙事務専門家ということになりますね。議会事務局の職員も同じような発想になるんですけれども。それがどの程度必要だというふうに言えるかどうかね。そこはもうちょっと問題を詰めないと、説得力ある提言というのは作りにくいなという感じはしますね。ただ言えることは、民主主義の大事な機関であるからもっと充実しろという基本的な方向としては言えるんじゃないでしょうかね。そこにご指摘のあるように選挙運動規制を取っ払ってしまえば仕事が減るじゃないかと。まあ直

接取り締まるわけじゃないからあれですけれども、そこの部分が仕事が減るじゃないかという面はありますけどね。そこらへんどのように理屈を立てて、選挙管理委員会をもう少し充実させて、もう少し別な仕事をしてもらって、活発にやっていただくと。民主主義を支えることをやっていただくと。そういうネタが何かあるかどうかということじゃないでしょうかね。以上です。

三木由希子：前の質問と関連するんですけれども、日本の選管、特に中央選管が、警察とはどういう関係にあるんですかね。つまり取り締まりは警察がやっていると。ただし法令解釈については総務省という関係ですよね。このへんの関係性というのはどのようになっているんですかね。

片木淳：これも私の短い経験だけですけれども、選挙部長クラスになると、選挙部長の相手が警察庁の刑事局長なんですけどね、前にも申し上げたようにコンビ組んで国会に呼ばれて２人で並んで色んな答弁したりするんですけれども、ほとんど無いですね。日頃は。打ち合わせするようなことはね。ですからそれもおそらく警察の方から何か困ったときに、ここの解釈はどうなるんですかね、ということは、総務省の方は制度の企画立案していますから、法律化というのはもちろん議員立法も多いですけれども、議員立法も大体水面下か、水面下でなくても公式にも色んな相談を受けますから、ですから公職選挙法の中身はどういう経緯で、どういうような解釈で、どういうふうに制定されてきたか知っていますから。ですから一番情報があるわけですね。だから、そういう意味で警察は無いですからね。法律を与えられてこれで取り締まれと言われる立場だから。そういう意味では制度の解説みたいなものを聞きに来ているような感じでしたね。あんまり詳しく知らなかったですけれども。それから地方レベルに行けば、警察の方と市町村の選挙管理委員会は密接に色々相談しているんじゃないんでしょうかね。ただ前にも言ったように、選挙管理の方からは、一般論としては言えるけれども、実際これが選挙違反に当たるかどうかというような問題は全部警察の権限で、我々は具体の判断はできません、という立場ですからね。だからあまり立ち入ったことは言えない。どうしても一般論になってくるんですね。そんな感じでしょうかね。

山口あずさ：完全に落ちこぼれた状態で今入ってきて、ちょっと自分の経験から上の方からのご意見を下の方から見たことが言えるかと思ったので発言させていただきます。私自身は選挙に出まして、東京都の選管と、西東京市の選管と総務省と、全部電話をかけて同じ質問をするわけですよね。そうすると大体どういう役割分担なのかということを当事者として感触的には分かってきて、総務省は法律に関することはたいへん賢くパッパッパと答えてくれて、またあやふやになってくるんですよね。都の選管とかもあれですけれども、総務省の方がはるかに法律的な見解はパキパキと言ってくるというのがあって、で都の選管と市の選管は常に選挙に出た人が何か聞いてくると、その答えは常に即電話でやり取りして齟齬が無いようにしているんだなということは感じてきまして、で、結局警察が取り締まりますからとか言われると、なんか法律丸ごと警察に放り投げているような印象を受けまして、じゃあ取り締まられるのか、られないのかということを警察に聞いてみようと、警察に電話を掛けると、要するに下っ端と言ったら失礼ですけれども、法律のことを問い詰められると訳分かんなくなっちゃう人がけんか腰なんです。私あなたにけんかしようと思って電話かけているわけじゃないって言って、そしてちょっと上の人が出てきて話をするとそれなりに話は通じるんですけれども、そうすると今度先生、先生って言われて、なんで私が先生なのかと思いますけれども、先生って呼ばれるのでハイハイって、呼ばないでくださいというほど親しくもないという意味で、そのまま返事をしてましたけれども、結局印象を受けたのは、文句を言われたら取り締まらなきゃならなくて、面倒くさい思いしたくないのでやらないでくださ

い、とかって言うような。要するに聞くと何にもしないでくださいって話になっていく傾向。なんでかって言うと面倒くさいから。要するに通報が無い限りは動かないんですよ。積極的に違反がないかって探して歩いているわけじゃなくて、通報してくるから警察は動いていくっていうね。私はポスターをいたずらされて、私の陣営がいたずらしたと思われたので、私の指紋全部取れと言って、指紋全部取ってもらいましたね。私の指紋は出てくるに違いないから、それ以外の指紋が出てきたら調べてほしいと言って、いたずらした人は違う人であることを調べるために、自分の指紋を取ってもらいました。なんかそんなことで面白い体験はしたんですけれども、気持ちは分かるんですね。風土とか、何をもって平等とするかっていうのは、その場その場で違うので警察だっていうのは分かるんですけれども、選挙に出た人間から言うと、法律を丸ごと警察にごそっと渡していると三権分立になっていないだろうと。法律の解釈は法律の解釈。別になっていないと全然民主的じゃないように、実態としてはそうなっていると感じました。以上です。

三木由希子：はい。他に質問はありますか。はい。

太田光征：第２部門の太田と申します。質問というよりはご報告という感じですけども。桔川純子さんのお計らいで去年、とりプロと韓国・参与連帯の前事務局長のイ・テホさんの懇談会を持ったんですけども、その中でイさんがおっしゃっていたのは大統領府による選挙不正介入事件のことを韓国選管が告発しなかったということを非常に怒っておりまして、ですから結構韓国は独立性ということが言われますけれども独立性は無いんだというようなことを批判しておられました。それから政府モデルが先進国に多いという理由としてあんまり混乱が起きないということが指摘されましたけれども、アメリカなどでは実際に投票プログラムを不正した、不正を行ったという証言を自らしたという人がおりますように、やっぱり先進国でも選挙不正というのはありますので、政府が選挙実務を管理するというのが先進国でも妥当かと言えばそうでもないだろうと思っております。それから、「一票の較差」訴訟なんかでは、被告がどういうわけか選挙管理委員会になっています。選挙制度の憲法違反を理由に選挙無効訴訟をやるんですけども、なぜ被告が国会議員ではなくてね、選挙管理委員会なのかと。それは非常に前から不思議に思っておりますし、これがもし独立してですね、政府からも国会からも独立した選挙管理委員会が引き続き選挙無効訴訟の被告になるのかと。非常に変じゃないかなと思ってます。以上です。

片木淳：わたしの方からちょっとお答えしたいと思いますけど、まず韓国で、もちろん独立機関であるにもかかわらず動かない場合もあるというのはこの本でも言われてますね。だから結局、なんで動く場合と動かない場合。さっき言ったように地区党の廃止、制度の廃止の時は随分動いて、もう一つの何かちょっと忘れましたけどテーマでは動かなかったと。それはなぜかということをこの中で議論してるんですけども、その中で決定的な理由はですね、市民。市民運動。市民が盛り上がるかどうかで、中央選挙管理委員会がちょっと動きが違ってくるという風に結論、簡単に言えばね、書いてありますね。これは非常に示唆に富む話で制度作ったからといってすぐ動くもんじゃないと。さっき話がありましたように、山口さんの話がありましたように、役人というのはそう簡単に動きませんからね。わたしも役人でしたけどね。そうは危ない橋を渡る気は無いわけだから。それは誰かからそうしなきゃいかんという圧力があるとか、あるいは自分自身が世間の議論を聞いて、これはやっぱり動くべきだなと、良心って言いますかね。そういうとこから立ち上がると。そういうインセンティブが働かないと動かないと思いますね。そういう意味で制度を作っても魂を入れるのは市民運動じゃないかという感じがいたします。それから不正。アメリカでも不正があったというのは色々あったわけですね、不正とか過失みたいな話と

かね。それはそうなんですけど、ですからそれはどの程度の、だから因果関係ですね。独立してたからこの程度の不正だったと、あるいは不正がゼロだったと。政府だったからこの程度の不正、あるいはどっと不正が出たと。そのバランスの問題じゃないですかね。1件や2件あるから、いやもう独立だっていうと金がいくらあっても足りないということもありますから、そこらへんバランスをどう考えるのか。曖昧な話になるんですけどね。それはみなさんで寄って、やっぱり独立してないと色々不祥事が起こるなと。不祥事が起こっている、あるいは瑕疵が生ずるのは独立していないせいだという心証が得られるような何か説得力のある事実を突きつけられれば、それは独立だということになると思いますね。それから選挙の瑕疵についての議論、ちょっとわたしもわからなかったんですけどもね。選挙を取り仕切っている、それこそ管理してるのは選挙機関だから、選挙管理委員会だから、その管理に瑕疵があれば、それは選管の責任ですね。政治家が、あれですか、悪いことをした場合の話だったら、それはもちろん政治家は別途違う責任、政治的責任、あるいは刑罰に触れるようなことをすれば、その責任を負うということですわね。ちょっとそこら辺どういう意味ですか。

太田光征：特に最近投票時間の繰り上げってのがありまして、各地でやってんですけども、これはその選挙管理実務の話で、そういうことをやるのはけしからんと。要するに権利を侵害してるんだという理屈で訴訟あるんですね。それは選管相手で良いと思うんですけど、いわゆる一票の較差っていうのは法律の瑕疵を理由に訴えてるわけじゃないですか。別に選管の落ち度は何も無いわけですよね。なのになんで。

片木淳：作ったのは国会だと。

太田光征：そう。そこら辺がちょっとね、法的におかしいのではないか。

片木淳：そうですね。それは常識的な判断だと思いますけど、ただ日本のね、やっぱり、これはちょっと話が飛躍しますけど憲法裁判所が無い弊害かなという風にわたしなんかは思うんだけども。具体的な訴訟、訴えの利益が無いと、具体性が無いと訴えられないというね、法体系ですわな。で、訴えるときに、じゃあどういう訴えの利益があるのかっていうと、あれですね、詳しいことはわたしも分かりませんが、選管が執行した選挙について一票の較差があるんでどうのこうのいう理由で訴えてるわけですよね。それを例えば国会の議決がおかしいのでという訴えの制度が無いんじゃないでしょうかね。だからそこら辺を何て言うんでしょうか、機関争訟っていうんですか。あるいは一般的な違憲訴訟、それを憲法裁判所としておかしいと、何か代表の機関がね。訴えられるという制度を作ればそれも可能だし、確かに常識的な判断にピタッとくると言いますかね。と思うんですが、ちょっとわたしもここはあんまり研究したことが無いんですけど、どんなもんでしょうかね。そういう考え方は。

三木由希子：ちなみに韓国は憲法裁判所があるっていうのと、あと、さっき言った区画委員会が中央選管に移管をされた背景っていうのにも憲法裁判所の判断がやっぱり関わっているようで、人口格差が現状憲法不合致という判断を受けて国会で改正をすべきという議論になったのが、それができずに最終的には法改正で移管をしたと。そういう経緯みたいですね。はい。なので客観訴訟ができるっていうことだと思いますね。あと、ちょっと韓国のお話を少し追加で情報提供するとですね、韓国の中央選管は意見は出せるけど法案提出権が無いんですね。なので、意見を出した後に法律化するためにはやはり市民の圧力とかが無いと法律として成立していかないというか、出ていかないというものがあって。そこでやはり市民社会の役割が非常に大きいということがあるようです。片木さんに用意していただいた資料だと 12 ページの③というところで「準立法業務」っていうところで、書いていただいてるところなんで

すけども。法律の制定改正意見を国会には出せるけれども法案そのものは出せるということにはなってないっていう問題がそもそもあるというところがありますね。はい。

小林幸治：資料の中にも 11 ページにお示しいただいてますけど、上の方に中央選挙管理委員会は大統領任命が 3 名で、国会選出が 3 名ってある。これ別に選挙管理委員会だけではなくて、3 条でも 8 条でも色んなところで言われてますけど、委員の任命の仕方を中立的。何か中立という言葉はすごく曖昧なので、どういう風にそれを担保するかっていうのは本当に中々答えが出ないけど、これは先ほど太田さんおっしゃってた例から言うと、大統領の任命が 3 人で、国会選出が 3 人で、最高裁判所の長官って最高裁判所の裁判官の任命もかなり大統領が関与してたんじゃなかったでしたっけ、韓国って。だからかなり大統領の息のかかったと言ったら言い過ぎかも知れないですけど。日本で、もしそういう独立を担保して、独立性をすごく強くして 3 条委員会で選挙管理委員会なるものを作るんであれば、その任命権をどうするかって結構大きな話ですよね。これどうしてもね、国会が任命するって言ったら与党の力が強くなるし、当たり前ですけど。じゃあ選挙管理委員会の委員も選挙するのかみたいな話も出てくるのかもしれないし、ちょっと悩ましいなって言うか、すごく難しいなっていう風にちょっと感想レベルですけども。

三木由希子：そうですね。ちなみに韓国は憲法機関なので、日本で言うと会計検査院と同じ位置づけですね。委員構成としては三権からそれぞれ出すという構成には一応なっている。だから中立性よりも独立性ですよね。重きが置かれているっていう点では。というところがあるんだろうと思います。ただ実際には誰を任命するかっていう問題があるんですけど、任期が大統領とか国会議員よりも長いので必ずしも時の政権と同じ思惑通りにならないっていう構成には一応なっているっていう。だから大統領は一期しかできないので、大統領の思うようにやろうと思っても自分の選挙にはあまり意味がないという、自分本人の選挙には直接響かないという構成にはなっているという。そこはちょっと韓国独特というか、独特性みたいなものがあるかなと。山口さんどうぞ。

山口あずさ：今ちょっと仕事の関係で弁護士の人たちとばっかり会っているようなところにおりまして、そこでやっぱり憲法裁判所があった方が良いのかどうかみたいな話を、ちらっと聞いた話なんですけれども。憲法裁判所がもしあったらですね、NHK の委員みたいに内閣が選ぶと恣意的な憲法裁判所ができてしまったら自分たちの意見の通る余地の無くなる危険性があるということを言われまして。今だと地裁がそこら中にあって、ちょっと工夫は要るんですけども、そこら中の地裁で裁判を起こすと、一票格差なんかもそうなんですけど、良心的な裁判官が良い判決を出してくれるんですね。そういうことの積み重ねというのができて市民運動として各地でそういう裁判を起こしてくみたいなことができるのは今の制度の方が良いんじゃないのっていう風なことを聞きました。ちょっとご参考までにということなんですが、無いものが有ると良いなと思いがちなんですけれども、そう単純じゃなさそうだということで一言だけ。

三木由希子：他に質問はありますかね。質問ではなくて意見でも良いんですが、意見交換をできればとも思いますので。はいどうぞ。

小林幸治：これは第３部門のテーマとして、一応今後検討しようっていう・・・

三木由希子：選挙管理委員会ってことですか。

小林幸治：はい。

三木由希子：選挙管理委員会制度改革っていうのは一応議論しようということになってるんですけど、

ただ結局選挙管理委員会の役割が一体何なのかっていうのは、選挙規制の問題とかですね、色んなものと関わっている話ではあるので、そこは多分第３部門だけで何か提案すれば良いっていう話ではないだろうという風には考えて合同会議という風になっていると。で、結局問題としては選管の役割って一体何なのかっていう、何を選管に委ねるのかっていうことで、おそらく組織の規模とかですね、そういうのも全部変わってきてしまうというところがあるので、そこはですね、まだ白紙ですね。何が提案できそうかということに関しては。ちなみに、というかですね、今回調査も実際に、調査の対象になっているんですけども、いわゆるシチズンシップ教育、主権者教育の担い手は中央選管というか、選挙管理委員会なんですね、韓国の場合。憲法機関であるので選管は地方に至るまで国家機関なんですね。で、行政でも国会でもないっていうところで、そこで政治教育をするということそのものは割と他よりも良いという意味で容認されているというところがあるっていうところがあるようなんですね。なので韓国の選管の一つの大きな役割は市民教育、民主市民教育というものがある。その一環として先ほど片木さんのご報告でもありましてけれども、大学の総長選挙から小学校の学級委員長選挙までっていうのは、結局その選管がそういう民主主義の基本である選挙っていうものを単に議員を選ぶっていうことだけではなくて身近な選挙のところまで出て行って代理、委任を受けてやるっていうこともやってますし、あと、前回の総選挙、韓国の総選挙が正にそうだったんだそうですけれども、各政党が候補者を選ぶプロセスも選挙で行っていて、それの委任というのも、委託って言うんですかね、選挙委託みたいなものも選管が受けてやっていたりということなので、教育は単に教えに行くというだけではなくて身近な場面での人を選ぶっていう、選挙っていうものに関わるということもやっているということなんですね。なので韓国はそこまでやってますけど、日本でそれをやるかって言うと、そういう単純な話ではないので、それはそれでちょっと実態としてどういう風にやっているのかを聞いてきますけれども、それを踏まえて日本でどういうことを制度改革としてやるのかっていうのはちょっと別問題かなとは思ってます。

片木淳：ちょっと参考までに、主権者教育について今後需要が増えるというか、やらないかんテーマなんですけども、もっとね。日本の場合には、韓国にもあるんだろうと思いますけど、明推協っていう、いつも言う明るい選挙推進協会、地方では協議会って言いますけども、これもかなり担ってます。だからそこら辺、だから明推協の改革問題みたいなものに展開していく可能性もありますね。力に限りがあるからどこまで広げるかは、第３部門でお考えになれば良いと思いますけども、そこら辺もちょっと気になるところですよね。やってるからね。

三木由希子：他にご意見なり。一つ質問があるんですけども、中央選管も元国会議員が基本的に委員になっておられますよね、各政党から出ている。選管の委員がですね。

片木淳：中央選管。

三木由希子：中央選管。

片木淳：違うみたいですね。

三木由希子：今の委員は多分半分ぐらい元議員なんじゃないかなと思うんですが。

片木淳：ああ、そうですか。

三木由希子：地方選管も割とそういうところが多そうなんですけど。

片木淳：どうですかね。委員長が弁護士で、一人はわたし知ってる名前が出てきたんでわたしの後の後任の選挙部長の名前がありましたね。あと三人はちょっと知らない方なんですけど、国会議員の名前でないような感じでしたけど、三人が国会議員ですか。

三木由希子：多分何人か元国会議員ですね。現職ではないんです。
片木淳：ああ、元ね。
三木由希子：これは何か経緯があるんですかね。地方選管も元議員の人がなっている場合っていうのがあるようで、なんでそうなってるんだろうっていうのがですね、非常に疑問ではあるところでして、それは何か経緯なりがあるですかね。特に無くですか。
片木淳：この本にもちょっと触れられてましたけど、日本の地方の選管はそういう元議員の構成が多い県と、それからそうでない専門家を充ててる県とか市町村とかね、二つの類型に分かれるって書いてありましたね。その理由ですけど、おそらくあれでしょうね。選管の任命というのは議会でやりますから。じゃあ議会で誰にするんだっていうことになった時に、どういう歴史的経緯があったかちょっとよく分からんですけども、我々からやって良いじゃないのっていうことでなれば、じゃあ OB のあの先生に頼もうやと。ですから政党化の度合いと関係してるんでしょうかね。という流れになるし違うところでは、やっぱりそれは政治家だと公平性に問題が出るから大学の先生だとか地元の名士だとか、そういう方にお願いすべきじゃなかろうかというのに分かれてるんでしょうね。若干もう少し詳しい説明がここに何かあったんですけど、ちょっと忘れてしまいました。いずれにしても現実にはそういうことで分かれてますね。それからね、中央管理会はね、わたしも記憶が無いのはなぜかと言いますとね、みなさんもネットで検索されればすぐ分かると思いますけど、ほとんど出てこないですよ、情報が。今のも何かウィキペディアにちょっとそういう名前が出てたんでね。ちょっと時点もよく分からないんですけども。弁護士とかね、書いてあったんですけども。その位ウエイト低いと思います。率直に言って。だから、独自のホームページも無いですからね。完全に埋没して、あっさり言ってしまえば、委員されてる方には失礼で反論もあるかもしれませんが、わたしの見た範囲内ではちょっと独自の動きをしてるように見えないっていう感じはしますよね。ただまあさっき言ったように委員任命権が国会にあるんであればですね、それは元議員を入れようっていう動きにはなりそうですよね。でも今言いましたように役人の OB と弁護士が入られてるんで、そういう認識では無しに、やっぱりこれは中立機関としてあまり政治を経験した人が直接入っていくのはっていうことになってるのかもしれません。あとの三人の所属はわたしも掌握してないんであれですけど。あんまり大した答えじゃありませんが曖昧な答えですけどもちょっと申し上げます。
城倉啓：ありがとうございました。質問なんですけれども、立法事実が大事なんだと思うんですが、選管をどう改善していくかと。じゃあ今何が課題であって、これなら訴えるものがあるなと。世論やまた当事者も、また国会議員も。そのところの何て言うんですかね。今のお話を伺ってて、片木さんがどこが一番の立法事実たるものなんだということがあったら教えて欲しいのと、地方分権の流れ。この流れと選管の改正をどう乗っけていくのか。ちょっとわたしの中でどういう風にしたら良いのか、つまり、中央集権的なものになっていく韓国モデルとの、その辺りの絡みでどういう選管がこの地方分権の流れにうまく乗っかっていくのかというのがよく分からなくなって。例えばですね、選挙運動期間を撤廃しようという話をわたしたちは持っていると。そうすると暇になりますよね。業務が少し減ると。それとですね、繁忙期というのが少しなだらかになるかもしれないと。選挙運動期間が無いのだから。「だからこの仕事をしてください」「常態的にこの仕事をやってくれ」と言うのか、何かその辺りの立法事実。わたしどもの今議論していることとの絡みでもそうなんですけど。その辺りで教えていただければなと思います。

片木淳：わたしも詰めて考えたことないんで今持ち合わせてないんですけども、さっき申し上げたように印象の話になりますけども、現在の選挙管理委員会っていうのはですね、やっぱり地味な存在で選挙管理事務というね、そういうことを地味にこなしてる組織だっていう印象は強いんですけど、やっぱりその印象は打破して北川さんも言ってるように民主主義を守り育てていく中核の機関になるべきだという、これは抽象的なことで恐縮ですけど、という基本に立って、しかも主権者教育っていうような問題も出てきてますし、もっと学校教育だけじゃなしに世間一般に対しても主権者教育を選管としても進めていかなきゃいかんし、今でも現にどんどん進めようとして努力はしてるわけですね。ですけども、気概が少し足りないというか、もうちょっと誇りが足りないというか、自分たちで誇りを持ってもっと気概をもって切り拓いていく、日本の民主主義のためにという崇高な理念のもとに何か担うような機関になってほしいなっていうのはわたしも感じますね。ですからそれをどういう立法事実という言葉がありましたけども、どのように整えていくかということですよね。選挙運動規制は無くなるんで仕事は楽に若干、さっき言ったようにそんなに事務分量としてはあるかどうかあんまり自信持って言えないんですけども、ちょっと疑うんですけども、それは別として選管の、さっきから議論になってる事務をもうちょっと考えて、これもやってほしい、あれもやってほしいということはね、本当はもうちょっとあるんじゃないかと感じますよね。というようなことですかね。とりあえず。

三木由希子：韓国との関係で言うとですね、韓国の選管と言うか選挙委員会と言った方が訳としては正しいと思うんですけども、割と日本で言うと政党助成金に対する監督とか管理とかそういうのもやってたりするんですね。それから政党法も所管していて韓国の場合はその政党としての要件とかガバナンスが全部法律で書かれているっていう国なので。だから単に公職選挙法だけをやってるっていうよりも政党法とか政党助成法とか、日本で言うと政治資金規正法みたいなものとか、そういうのも所管をしていて、日本だとどちらかと言うと形式的に、例えば政党助成金も政治資金も報告は受けて数字の間違えはないか足し算間違ってないかチェックするけどもそれ以上はしないとかですね。そういうことであまり内容には踏み込まないっていうやり方をやってますけども、果たしてそれで良いのかっていう問題もやはりあったりするので、ちょっと韓国でどこまで踏み込んで何をやってるのかとかも少し聞いてきた上で、それが日本で言う選管の役割なのか別の役割なのかっていうのはまた議論になる話だとは思うんですけども。そもそも政治を取り巻く、あと、例えば投票率がこれだけ下がってるっていう中で誰がそこに対する、主権者教育だけじゃなくてですね、民主主義を育てる教育の担い手とかですね、そういう社会に対する責任を持った立場になるのかとかですね。その辺も含めて割と選管を入口に色んな議論を多分できるという風に思うんですね。その中に日本の現状の課題みたいなものはくっついてくる話だとは思いますので、そこはちょっと韓国での聞き取りも踏まえて改めてちょっと論点整理をした上で、場合によってはまた第１部門と合同で意見交換をさせていただくとか、そういうことをしたら良いかなとは思ってます。日本で言う選管ていうスコープで物事考えると、すごい行き詰まり感があるんですけども、モデルを片木さんからも示していただいた通り、色んな形でモデルがあって役割もそれぞれ選挙管理っていう中で違っているっていうところがあるので、そこは少し幅を広げて見た上で日本でどうするかっていう議論に集約していくしかないんだろうと思います。はい。

坪郷實：先ほど出てました分権との関係で一言だけですけども。これは全体の議論に関わると思うんですけれども選挙制度自体が国政レベルは議院内閣制で自治体レベルは二元代表制と言われてるわけですから元々制度が違うので選挙の位置づけも変わって良い。あるいは選挙の制度自体も大きく変わって良

いとなると、国政レベルの選挙管理の問題と自治体レベルの選挙管理の問題というのを分権モデルでやはり議論した方が良いのではないかというのが一つの論点になるのではないか。どうするかよりもこの点は議論した方が良いのではないかというように思います。

片木淳：よろしいですか。ちょっとわたしもさっき答弁漏れになってたんですけど、この分権の関係、中々良い知恵があまり浮かばないんですけどね。分権の方向と我々の選挙管理委員会との拡充みたいな話とどうやっていくかと。ただまあさっき制度説明したようにですね、今のお話もありましたけれども、国政レベルと地方レベルの制度も違うし、選挙事務の性質も自治事務と法定受託事務で違うんですけどね。ただ日本の場合には法定受託事務もさっき説明しましたように関与はきついと。自治事務よりは。しかし事務自体は地方の事務であることにも変わりは無いですね。れっきとした地方事務なんですよ。それの前提。それから国から地方に対してものを言う、その限界と言いますか線もぴしっと一応第1次分権改革でなされたということを前提にすれば、国政選挙事務も地方の事務であるという理解のもとでね、どう立てていくかということで、韓国の場合はそこがどうなってるかを知りたい。韓国は機関委任事務制度がまだ残っておるとすれば、中央管理委員会がそれを左右する指揮命令するというのは当然の流れになるんでしょうね。

三木由希子：韓国は末端まで国家機関なんですよ。だから選挙管理、選管について言えば分権ではなく国家機関として末端までやっているっていう、それは地方政治からも独立しているっていう、そういうつくりなんですね。韓国が憲法機関化したのって1960年代で、早いといえば早いんですね。第5回目の憲法改正の時に国家機関化・憲法機関化してるんですね。そのきっかけが資料とかを読むとですね、1960年の国政選挙だと思うんですけども、そこであらゆる不正が行われたと。なりすましから何から何まであらゆる不正が行われて、それに対して学生が「蜂起をした」って書いてあるところもありますけども、ある種抗議運動をして李承晩政権が倒れて崩壊したっていう。それを受けて憲法改正が行われる中で、選挙管理の憲法機関化っていうか、いわゆる三権からの独立っていうのが図られたっていう経緯のようで。そこからその当時はもちろんすごく強い中央集権モデルの国家でしたけれども、その後もその立ち位置を選管に関しては変えずにずっと国家機関としてきていて、末端までそうだということのようなんですね。

片木淳：だから違いを踏まえた上で、わたしの感じ、みなさんも同じかもしれませんけれども、中々日本で今全部を国家機関にというのは、説得力があまり無いかなという感じがしますのでね、議論は色々していただいて結構だと思いますけど。そこを踏まえてどういう風に、じゃあ中央のものだけでもどうするかとか、あるいは城倉さんおっしゃったように地方分権という意味でもっと選挙事務で今中央管理会が持ってるようなもの、総務省が持ってるようなものでもっと下ろして良くなるようなものがあるかどうかっていうようなことがね、全然具体案が無いんですけども、あればそれはそれなりに流れに乗った解決策になるんでしょうね。今後の検討課題でしょうかね。

三木由希子：他にご意見なり何なりありますでしょうか。どうぞ。

桂協助：課題になってる中でやはり独立性をどう作り出していくかっていうのがとても重要だと感じました。それと、主権者教育を実際に行っていく体制を作っていく上でも、この独立性が高められることによってやりやすくなるんだろうと。一般有権者もそうですけど、学校教育との連携なんかも独立した機関であれば連携しやすい、入っていきやすいっていうことがあると思いますね。主権者教育はとても大事になってきている状況ですので一つの柱として是非検討を進めていただきたいなと思いました。

三木由希子：韓国はですね、京畿道っていうソウル市を含む、ソウル市のあるエリアの道の教育庁の民主市民教育担当という人とお会いすることになっているので、そのスーパーバイザーなので学校に対する教育についてのスーパーバイザーをする立場の方なんですけど、お会いすることになっているのと、その教育庁があるのが議政府市っていうソウルのすぐ下くらいにある市なんですけどもそこの市の選管の人ともお会いできるように設定をしていただいたので、一応ですね、教育レベルでどういうことをどこまでやってるのかっていうこととかも少し具体的にちょっとわたしたちもイメージができてないところがあってですね、つまり選管が学校教育の現場とか主権者教育をやるっていうイメージがそもそも無いっていうところがあるので。なので教育行政と選管がどうやってるのかとかも少し色々と事例をお聞きした上で日本的な中で何ができるのかっていう議論の素材をですね少し集めてきたいなとは思ってます。それは恐らくイメージが湧かないまま、べきだ論をやっていると政策提案にはならないというか、制度提案になっていかないっていうところがあるので、そこは少しですね、議論になる程度の情報収集をちょっとしていきたいと思っています。はい。他にありますかね。そろそろ時間ですかね。はい。じゃあ片木さん、最後に何か。ありますか。

片木淳：今日はちょっと叩き台ということで作りましたので、韓国の調査も踏まえて第３部門中心に議論をいただきたいと思います。ちょっとわたし今思いついたんですが、頭に浮かんだんですけども、やっぱりこの改革案作るとすればですね、今の選挙管理委員会の事務局の職員というのはまあ地道、地味な仕事でそれほど世間の脚光を浴びてるようなポストじゃないと思いますんでね。それに日が当たるって言いますかね、日を当てないと、やっぱり我々も困ると、一般国民もね。という感じに何かこう励ますと言いますか、雰囲気が盛り上がると言いますかね。民主主義の担い手だというような感じのことで、そういう言い方だけでもちょっと語弊がありますけども、元気づけることでも非常に意義があるんじゃないかっていう風に感じました。ありがとうございました。

三木由希子：ありがとうございました。じゃあ、城倉さんお願いします。

城倉啓：最後に事務局からお願いとお知らせなんですけれども。ご案内の『選挙・政治改革に関する中間答申』の製本が終わりまして、本きれいになりました。一冊 500 円なんですが、販売協力をすでに協力してくださっている片木さんも 20 冊、小林さんも 10 冊、郵送で送らせていただきますので、お待ちください。また、本日ご注文も承ってますので他の委員の方も是非 10 冊とか 5 冊でも良いですので、よろしくお願いいたします。それとですね、とりプロの会員になってくださっている審議委員の方もいらっしゃいます。とりプロの年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までです。ですので 2017 年度がスタートしておりますので、会員として継続なさりたい方は今日受付、2000 円、年会費お願いしたいと思いますし、この機会に新規会員になりたいという審議委員のみなさん大募集しておりますので、よろしく受付で止まってください。お願いいたします。あと、チラシで「選挙マルシェ」のイベントと、それと新しくパンフレットもですね、できましたのでパンフレットも見てやってください。中間答申までのことを反映したパンフレットで、また随時更新していきます。

丸井英里：チラシもパンフも先生方の教室などで活用、配っていただけるのであれば、お持ち帰りいただければなと思います。

城倉啓：はい、はい。よろしくお願いいたします。以上です。

三木由希子：はい、じゃあ、今日はありがとうございました。